

問 合 せ 先	総務課区政係 TEL : 082-504-2112
---------	---------------------------

## 住民票の写し等証明手数料及びマイナンバーカード等再交付手数料の免除

### 1 対象者

平成30年7月5日からの大雨による被災者で、次のいずれかに該当される方

- (1) 市町村が発行したり災証明書により、被災者であることが確認できる方
- (2) り災証明書がない場合は、申出書により手数料免除を申し出た方

### 2 免除する手数料

#### (1) 証明手数料

- ・ 住民票の写し（除票を含む。）
- ・ 住民票記載事項証明書
- ・ 印鑑登録証明書
- ・ 戸籍全部・個人事項証明書（戸籍謄本・抄本）（除籍を含む。）
- ・ 戸籍の附票の写し（除附票を含む。）
- ・ 身分証明書
- ・ 不在住証明書、不在籍証明書

#### (2) 再交付手数料

- ・ マイナンバーカード
- ・ マイナンバーの通知カード

### 3 申請に必要な書類

本人確認書類、り災証明書（又は手数料免除の申出書）、委任状（代理人による申請に限る。）、印鑑登録証（印鑑登録証明書の申請に限る。）

### 4 留意事項

被災を原因として行う各種手続等のために申請するものに限りです。

また、コンビニ交付サービスでは手数料免除に対応していないため、各区市民課等の窓口へお越してください。

### 5 窓口

窓 口	電話番号	窓 口	電話番号
中区市民課	504-2551	安佐北区市民課	819-3907
東区市民課	568-7708	白木出張所	828-1211
温品出張所	289-2000	高陽出張所	842-1121
南区市民課	250-8938	安佐出張所	835-1111
似島出張所	259-2511	安芸区市民課	821-4908
西区市民課	532-0930	中野出張所	893-2121
安佐南区市民課	831-4928	阿戸出張所	856-0211
佐東出張所	877-1311	矢野出張所	888-1112
祇園出張所	874-3311	佐伯区市民課	943-9709
沼田出張所	848-1111	湯来出張所	0829-83-0111